●平成28年度　就学援助実施状況

都道府県	市町村名	部署名	電話番号	ウェブサイト	Ⅰ　平成28年度　準要保護認定基準																																平成27年度要保護・準要保護就学援助率
					ア　生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ　市区町村民税の非課税	ウ　市区町村民税の減免	エ　国民年金保険料の免除	オ　国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ　児童扶養手当の支給	キ　保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク　PTA会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ　個人の事業税の減免	コ　固定資産税の減免	サ　学校納付金の納付状況の悪い者，または学用品，通学用品等に不自由していると思料される保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ　経済的な理由による欠席日数が多い者	ス　保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者	セ　生活福祉資金による貸付け	ソ　生活扶援の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に変わるもの）	タ　生活扶援の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）	チ　特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ　市区町村民税（所得割又は均等割）課税総額に一定の係数を掛けたもの	テ　その他	ソ，タ又はチに○をした場合，係数（倍率），基準模擬及び目安額				ツに○をした場合，市町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）及び目安額		テに○をした場合，その他の基準の内容	その他（補足事項等）	
該当団体数		62	62	55	47	28	27	27	25	34	12	5	22	18	8	4	10	16	44	9	2	0	16				0	0	0	16	25	62
東京都	千代田区	教育委員会事務局子ども部学務課	03-5211-4284	http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kosodate/teate/shuuaku.html	○														○					1.2	課税所得	前年度	336					10%未満
東京都	中央区	教育委員会事務局学務課学事係	03-3546-5512	http://cms.city.chuo.lg.jp/kosodate/gakkokyouiku/nyugaku/syugakuenzyo.html	○	○	○	○	○	○			○							○	○				1.2	その他	その他	467				【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額算定に用いる保護基準額.（タ）の基準模擬：課税所得（前年度） 【基準額の時期】平成24年12月末日	20%未満
東京都	港区	教育委員会事務局学務課学校運営支援係	03-3578-2731	http://www.city.minato.tokyo.jp						○										○				1.2	課税所得	前年度	426				倍率について.子どもが3人以上の世帯は1.31倍	20%未満
東京都	新宿区	教育委員会事務局学校運営課学校運営支援係	03-5273-3089	http://www.city.shinjuku.lg.jp/kodomo/fil/p04_04_00005.html	○														○				○	1.2	その他	その他	437			課税証明書が取得できない方：面談を実施し.生活状況の調査を個別に行う	課税所得等の分類：所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第2項の「総所得金額」 基準額の時期：第68次改定生活保護基準	30%未満
東京都	文京区	教育推進部　学務課学事係	03-5803-1295	http://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kyoiku/gakko/aid/enjyo.html															○					1.3	その他	前年度	419				前年度の合計所得金額を基準とする。	15%未満
東京都	台東区	教育委員会 学務課学事係	03-5246-1111(内線4241)	http://www.city.taito.lg.jp/index/kurashi/kyoiku/kuritsushocyugakko/syugakuenjoseido.html															○					1.26	その他	3年前の年度	434				総所得金額 （※課税所得は.所得控除である扶養控除等を差し引いた後の金額であるため）	35%未満
東京都	墨田区	墨田区教育委員会事務局　学務課　事務担当	03-5608-6303		○	○	○	○		○									○					1.2	その他	その他	400				基準模擬.（課税所得等の分類）：給与所得控除後の金額 基準模擬.（基準額の時期）：第68次生活保護基準	35%未満
東京都	江東区	教育委員会事務局　学務課　学事係	03-3647-9174	https://www.city.koto.lg.jp/seikatsu/gakko/6152/6154.html	○														○					1.18	課税所得	その他	430				母子家庭・父子家庭等の認定倍率：1.45，会社が倒産等により失業した場合等の認定倍率：1.60 ※その他.要綱に定める特別事情により.通常より高倍率で審査。 基準額の時期　：　生活扶助については H24.4.1生保基準.教育扶助については H27.4生保基準	30%未満
東京都	品川区	教育委員会事務局　学務課　学事係	03-5742-6828	http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/															○				○	1.25	その他	前年度	435			疾病・失業などにより今年度の所得が著しく減少し困窮していると認められるもの	合計所得金額（所得控除前の金額）	25%未満
東京都	目黒区	教育委員会事務局学校運営課学事係	03-5722-9304	http://www.city.meguro.tokyo.jp/smph/kurashi/gakko/gakko_josei/shugakuenjo/gimu.html	○			○		○										○			○	1.2	課税所得	前年度	その他			・国民年金保険料が減額されている ・災害等を受け学用品等の購入に不自由している	（2）目安額（年額）について.家賃の有無で目安額が異なります。 家賃あり　目安額：4,388,832円 家賃なし　目安額：3,388,712円	15%未満
東京都	大田区	教育委員会事務局教育総務課学務課学事係	03-5744-1429	http://cms/seikatsu/kodomo/kyouiku/gakko/syugaku_enjo/index.html	○														○					1.2	その他	その他	419				◆基準額は次のとおり算定した金額未満であること。[生活扶助（１類・２類）+期末一時扶助+教育扶助（基準額+特別基準+学習支援費）]×1.2+（給食費＋住宅扶助）×1.0 ◆基準額の時期は.平成24年4月1日時点の第68次改定生活保護基準額を使用。	25%未満
東京都	世田谷区	教育委員会事務局学務課	03-5432-2686	http://www.city.setagaya.lg.jp/kurasu/103/134/527/d00125518.html																○				1.2	課税所得	3年前の年度	417					15%未満
東京都	渋谷区	教育振興部　学務課　学事係	03-3463-2986	http://www.city.shibuya.tokyo.jp/edu/gakkou/tetsudui_shtm#4															○					1.2	課税所得	その他	421				平成24年12月末日現在において適用されている生活保護基準額	25%未満
東京都	中野区	学校教育分野	03-3228-5459	http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/652000/d013764.html	○														○				○	1.15	課税所得	当該年度	401			当該年度中に生計中心者の解雇.死亡等により世帯の収入が激減した者		25%未満
東京都	杉並区	杉並区教育委員会事務局学務課就学奨励担当	03-5307-0761	http://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/kyoiku/gakko/1004741.html	○														○				○	1.2	その他	その他	403			失業・離婚・災害等で当該年中の所得額が著しく低下することが見込まれ.特に援助を必要とすると認めた場合	前年中（12月～1月）の世帯全員の総所得金額（※）の合計が生活保護基準の１．２倍以下。 ※給与所得の場合―給与所得控除後の金額。事業所得の場合―収入額から必要経費等を引いた金額	20%未満
東京都	豊島区	教育部学務課学事グループ	03-3981-1174	http://www.city.toshima.lg.jp/353/kosodate/gakko/teate/005900.html	○	○	○	○	○	○			○	○	○			○	○					1.2	課税所得	3年前の年度	422					20%未満
東京都	北区	教育振興部学校支援課学事係	03-3908-1541	http://www.city.kita.tokyo.jp/gakkoshien/kosodate/shogakko/enjo.html	○					○					○					○				1.2	課税所得	前年度	419					30%未満
東京都	荒川区	荒川区教育委員会事務局学務課学事第二係	03-3802-3111(内線3338)	http://www.city.arakawa.tokyo.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/josei/shuugakuennjyo.html	○																		○							校長が教育上特に援助を必要と認め.保護者からの事情聴取に基づく具体的な意見を付した意見書を教育委員会に提出し.教育委員会がその意見を妥当と認めた場合.認定することができる		30%未満
東京都	板橋区	板橋区教育委員会事務局学務課	03-3579-2611	http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/000/000391.html	○														○					1.26	課税所得	3年前の年度	435					35%未満
東京都	練馬区	練馬区教育委員会事務局教育振興部学務課管理係	03-5984-5643	http://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/kyoiku/enjo/enjo.html	○			○	○	○							○		○					1.2	課税所得	前年度	393					25%未満
東京都	足立区	足立区教育委員会学務課助成係	03-3880-5977	http://www.city.adachi.tokyo.jp/gakumu/k-kyoiku/shochu/tetsuzuki-shugaku.html	○					○									○					1.1	課税所得	3年前の年度	399					40%未満
東京都	葛飾区	葛飾区教育委員会事務局学務課学事係	03-5654-8457	http://www.city.katsushika.lg.jp/kurasu/1000057/1002479/1002748.html	○					○									○				○	1.2	その他	前年度	347			生計維持者等に特別な事情のある者（り災（火災・震災）,主たる生計維持者が失業中または長期入院による休職中で無給の場合等	係数（倍率）　貴目認定基準：1.30倍未満 基準模擬　総所得金額等 目安額（年額）貴目認定　3,708,587円(371万円)	30%未満

都道府県	市町村名	Ⅱ 就学援助制度の実施について																			Ⅲ 平成28年度準要保護就学援助額																																	
		就学援助制度の周知方法																			小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																	
		貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										ケに○をした場合,その内容	就学援助の認定時期等								(1)項目毎の援助額																																	
													【基準】		【認定】						学用品費												体育実技用具費											新入学児童生徒学用品費等							
		ア 教育委員会のウェブサイトに掲載	イ 自治体の広報誌等に記載	ウ 就学案内の書類記載	エ 入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ 毎年度進級時に学校で書類配付	カ 各学校に対して書面周知	キ 校園長が説明会実施	ク 保護者向け説明会実施	ケ その他			次年度認定基準の時期	その他	当該年度・当初の認定時期	その他	当該年度・追加認定の有無	当該年度・追加認定の時期	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他
該当団体数		51	47	14	50	56	27	3	2	12	12		62	17	62	3	62	60	0	0	0	4	4	4	51	51	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	58	58	0
東京都	千代田区	○	○			○							その他	当該年の4月1日	7月		有	申請日の属する月の1日							○	23,760																			○	24,370	
東京都	中央区	○			○	○	○						前年度の3月		7月		有	毎月下旬							○	15,690																			○	43,890	
東京都	港区	○	○		○	○	○						前年度の3月		7月		有	随時（2月末まで）							○	15,690																			○	23,890	
東京都	新宿区	○	○		○	○	○		○				前年度の2月		6月中旬		有	各月末							○	18,840																			○	23,890	
東京都	文京区	○	○		○	○	○						前年度の1月		6月中旬		有	7月以降毎月初め									○																		○	23,890	
東京都	台東区	○	○		○	○				○	事務説明会を実施		その他	平成26年度以降は毎年第68次改定生活保護基準を用いて算定している。	7月		有	随時							○	17,974																			○	20,100	
東京都	墨田区	○	○		○	○							その他	次年度の6月中旬	6月		有	追加申請受理後随時							○	18,880																			○	23,890	
東京都	江東区	○	○		○	○	○						前年度の1月		7月		有	8月下旬,その後は随時。							○	18,880																			○	23,890	
東京都	品川区	○	○		○	○	○		○				その他	未定	6月中旬		有	毎月上旬に随時認定。追加認定は2/5申請分までとする。							○	18,900																			○	26,860	
東京都	目黒区	○	○		○	○	○						前年度の3月		5月初旬		有	毎月1日(1日が土日祝日の場合は,翌営業日)(最後の認定は翌年の3月1日)							○	15,690																			○	23,890	
東京都	大田区	○	○		○	○							前年度の9月		7月		有	7月～3月末							○	18,240																			○	23,210	
東京都	世田谷区	○	○			○							その他	その年の5月	6月下旬		有	毎月									○																		○	23,690	
東京都	渋谷区	○			○	○							前年度の11月		6月中旬	保護者への通知は7月上旬	有	8月以降,毎月下旬頃							○	18,810																			○	23,740	
東京都	中野区	○	○		○	○	○						前年度の3月		6月下旬		有	申請月の初日							○	15,690																			○	23,890	
東京都	杉並区	○	○	○	○	○	○						前年度の2月		6月下旬		有	随時							○	10,906																			○	20,700	
東京都	豊島区	○	○		○	○							前年度の3月		6月下旬		有	毎月初め 随時。追加認定は2月申請まで。							○	18,840																			○	23,890	
東京都	北区		○		○	○		○					前年度の12月		6月初旬		有	随時認定							○	18,880																			○	23,890	
東京都	荒川区	○	○		○	○	○						前年度の3月		6月中旬		有	申請があった時に随時。通常,1月に1回くらい。							○	18,888																			○	23,890	
東京都	板橋区	○	○	○	○	○				○	・区域外就学者で新小1,中1の世帯には,自宅へ郵送 ・前年度は板橋区の就学援助を受給している区域外就学の世帯に対して,支給額の通知書に翌年度の申請書を同封して周知		前年度の2月		6月下旬		有	随時							○	14,760																						○	23,870	
東京都	練馬区	○	○		○	○	○	○					前年度の3月		6月下旬		有	毎月月末							○	15,690																			○	23,890	
東京都	足立区	○	○	○	○	○	○						その他	要綱により定めている	6月中旬		有	毎月中旬,下旬に随時。追加認定は3月末申請までとする。							○	19,120																			○	23,890	
東京都	葛飾区	○	○		○	○	○						前年度の1月		6月中旬		有	7,8,10,12月初旬,2月上旬,下旬,3月上旬及び随時							○	18,660																			○	22,800	

都道府県	市町村名	通学用品費								通学費								修学旅行費								校外活動費(宿泊を伴わないもの)								校外活動費(宿泊を伴うもの)								クラブ活動費							
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他
該当団体数		0	0	0	2	2	2	27	27	14	29	29	0	1	1	1	0	0	1	17	17	0	5	5	5	3	3	5	25	25	0	5	5	5	20	20	2	28	28	0	10	10	10	9	9	2	0	0	0	1	1	1	11	11	1
東京都	千代田区																												○	2,000								○	7,000															
東京都	中央区							○	3,190		○	5,818								○	0														○	1,920		○	5,272													○	240	
東京都	港区							○	3,190																										○	1,920								○	2,600									
東京都	新宿区										○	25,000																	○	1,650														○	7,940								○	240	
東京都	文京区									○	○	33,381																	○	1,171								○	10,277															
東京都	台東区										○	18,963											○	26,530	26,341										○	2,100						○	5,290	5,290								○	700	
東京都	墨田区																												○	1,510																○						○	240	
東京都	江東区																												○	1,621												○	11,000	8,843									○	240	
東京都	品川区										○	7,530																							○	2,500								○	5,200									
東京都	目黒区							○	3,190																	○	1,350								○	2,690		○	6,577															
東京都	大田区										○	28,129																							○	3,150						○	7,600	6,203								○	230	
東京都	世田谷区									○																											○								○	3,120									
東京都	渋谷区									○	○	12,867																	○	558								○	19,188														○	250	
東京都	中野区										○	2,296																				○	10,000	788								○	35,000	7,575								○	240	
東京都	杉並区										○	12,273																							○	4,030		○	3,119															
東京都	豊島区										○	10,000																							○	2,610								○	18,100									
東京都	北区									○	○	5,418																							○	3,400								○	5,365								○	240	
東京都	荒川区										○	10,285																				○	2,120	1,388								○	8,370	7,810						○	240	238			
東京都	板橋区							○	3,720		○	3,500											○	13,500	13,500										○	920						○	7,365	7,365											
東京都	練馬区							○	3,190																			○																											
東京都	足立区									○	○	12,800																							○	1,920								○	3,810										○
東京都	葛飾区										○	8,489														○	5,660								○	3,000																			

都道府県	市町村名	生徒会費									PTA会費									家庭学習費（参考書等購入費）									（2）補足事項　その他に○をした場合,費目毎の援助額の内容。その他補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体数		0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52
東京都	千代田区																												・平成28年度予算単価を記入
東京都	中央区																												・通学費・修学旅行費・校外活動費（宿泊を伴うもの）の支給平均額　：　平成27年度実績額
東京都	港区																												
東京都	新宿区																												・「学用品費」及び「通学用品費」について,当区においては「学用品通学用品費」という費目にて実施している ・1年生の「学用品通学用品費」は定額15,600円,　2～6年生は定額18,840円 ・実費費目については,1人当たりの28年度予算単価を記入 ・要保護認定者の「校外活動費（宿泊有）」については,定額3,640円
東京都	文京区																												・支給平均額は平成28年度予算に計上した単価 ・「学用品費」と「通学用品費」はまとめて「学用品費等」として支給しており,1年生は年間15,690円（1,305円×12ヶ月）,2～6年生は年間18,880円（1570円×12ヶ月） ・校外活動費（宿泊を伴うもの）は対象学年4～6年のうち最も支給実績の高い6年生の単価を記入
東京都	台東区																												・学用品費　　1年 15224円（1384円×11月）,2～6年 17974円（1634円×11月） ・通学服および運動衣費　4年 12500円 ・校外授業費　1年 400円,2・3年 500円,4・5年 700円,6年 2100円 ・通学費 「通学交通費」として特別支援学級在籍者及び通級者へ支給
東京都	墨田区																												・学用品費：1年15,690円,2～6年18,880円 ・校外活動費（宿泊を伴わないもの）：28年度予算に計上した単価 ・校外活動費（宿泊を伴うもの）：林間学校：7,400円　臨海学校：8,370円
東京都	江東区																												・学用品費については,1年生は15,690円,2～6年生は18,880円の一定額
東京都	品川区																												・学用品費は学年毎に支給額が異なる　1年…15,696円,2～6年…18,890円 ・通学費の支給平均額は27年度実績　（特別支援学級通学者対象） ・校外活動費は学年ごとに支給額が異なる　1年…950円,2年…1,050円,3年…1,400円,4年…2,500円,5年…2,900円,6年…3,100円
東京都	目黒区																												・【校外活動費（宿泊）】27年度実績
東京都	大田区																												・学用品費は1年　15,240円,その他の学年は18,340円 ・クラブ活動費は4-6年のみ支給
東京都	世田谷区																												・学用品費…学年によって異なる（通学用品費含む）：1年 15,660円 2～6年 18,660円 ・校外授業費…学年によって異なる　1年 720円 2年 930円 3年 1,030円 4年 1,240円 5年 1,440円 6年 3,400円
東京都	渋谷区																												・学用品通学用品費として18,810円を支給 　1年生（15,620円）,2～6年生（18,810円）で金額は異なる ・校外活動費（宿泊を伴うもの）は実費のものもあれば,上限があるものもある。（4年：4400円,5年：4800円,6年：実費,特別支援学級4～6年：4400円） ・クラブ活動費は認定時期により金額が異なる（4～7月中認定者：250円,8～12月中認定者：170円,1～3月中認定者：80円） ・通学費,校外活動費（宿泊を伴わないもの）については平成27年度の実績による
東京都	中野区																												・支給平均額は27年度実績 ・上限の金額は1回毎,ただし,「校外活動費（宿泊を伴うもの）」は年度内で1回が原則
東京都	杉並区																												校外活動費（宿泊を伴わないもの）：1・2年　1,920円,3・4年　3,570円,5・6年　4,030円
東京都	豊島区																												・28年度予算により単価を算出した（通学費は予算単価） ・学用品費の詳細,1年15,600円,2～6年18,840円 ・校外活動費（宿泊を伴わないもの）の詳細,1～3年450円,4年1,740円,5年2,610円,6年1,140円 ・校外活動費（宿泊を伴うもの）の詳細,4年3,600円,5年5,600円,6年18,100円
東京都	北区																												・体育実技用具,修学旅行費,生徒会費,PTA会費,家庭学習費は費目設定なし ・通学費は27年度の平均額。 ・通学用品費は,学用品購入費に含まれている ・学用品は2年～6年生,校外活動費（宿泊なし）は5年～6年,校外活動費（宿泊）は4年と5年が対象で5年生の支給額
東京都	荒川区																												『支給平均額』欄については,27年度の実績額により記入
東京都	板橋区																												・支給平均額は28年度予算額 ・学校行事費は2年生の支給額
東京都	練馬区																												・「通学用品費」2～6年生のみ ・修学旅行費は,移動教室費という名称を使用しており,金額は支度金雑費4,120円および施設施料1泊につき1,900円を支給している
東京都	足立区																												・通学用品費・クラブ活動費は学用品費に含めて支給している ・通学費の支給平均額は28年度予算
東京都	葛飾区																												・学用品費　一定額1年15,400円,2・3年18,450円,4～6年18,660円 ・修学旅行費　一定額6年5,660円,特別支援学級4,650円 ・校外活動費（宿泊を伴わないもの）1・2年1,400円,3・4年2,100円,5・6年3,000円 ・その他,実費支給の費目については,平成27年度実績より記入

2. 中学校の就学援助の額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費用毎の援助額

都道府県	市町村名	学用品費									体育実技用具費									新入学児童生徒学用品費等									通学用品費									通学費									修学旅行費								
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他
該当団体数		0	0	0	4	4	4	51	51	6	7	7	0	13	13	13	4	4	1	0	0	0	1	1	1	58	58	1	0	0	0	2	2	2	27	27	14	29	29	0	1	1	1	0	0	1	35	35	0	14	14	14	5	5	3
東京都	千代田区							○	40,080																	○	27,960																									○	90,000	81,000			
東京都	中央区							○	30,450										○							○	76,860								○	3,960		○	43,060									○	28,274							
東京都	港区							○	30,450								○	7,860								○	26,860								○	3,960												○	65,000							
東京都	新宿区							○	34,320																	○	26,860											○	50,000									○	65,800							
東京都	文京区									○				○	7,860	3,723										○	26,860										○	○	29,912									○	61,339							
東京都	台東区							○	31,790																	○	23,300											○	33,973									○	62,118							
東京都	墨田区							○	34,410					○	7,860	4,511										○	26,860																								○	69,750	57,444			
東京都	江東区							○	34,410																	○	26,860																								○	67,550	63,424			
東京都	品川区							○	34,416					○	7,300	3,937										○	26,860											○	17,808															○	60,000	
東京都	目黒区							○	30,450					○	7,860	4,088										○	26,860								○	3,960												○	70,001							
東京都	大田区							○	33,440					○	7,630	4,373										○	26,120											○	23,694												○	64,000	61,564			
東京都	世田谷区									○																○	26,780										○																		○	68,760	
東京都	渋谷区							○	34,210																	○	26,750										○	○	40,657									○	64,592							
東京都	中野区							○	30,450																	○	26,860											○	9,618												○	65,000	62,968			
東京都	杉並区							○	34,410					○	7,300	4,354										○	22,900											○	27,137									○	28,503							
東京都	豊島区							○	34,320					○	7,860	7,860										○	26,860											○	80,000												○	56,500	56,500			
東京都	北区							○	34,410					○	7,860	3,951										○	26,860										○	○	28,879												○	61,000	61,000			
東京都	荒川区							○	34,416																	○	26,860											○	39,930												○	69,750	67,327			
東京都	板橋区							○	29,520		○	5,488														○	26,860								○	3,720		○	9,000												○	61,000	61,000			
東京都	練馬区							○	30,450								○	7,860								○	26,860								○	3,960												○	67,443							
東京都	足立区							○	35,640					○	7,510	3,820										○	26,860										○	○	47,800																○	57,290	
東京都	葛飾区							○	34,300					○	7,440	4,094										○	26,300											○	35,637															○	60,000	

都道府県	市町村名	校外活動費(宿泊を伴わないもの)									校外活動費(宿泊を伴うもの)									クラブ活動費									生徒会費									PTA会費									家庭学習費(参考書等購入費)									(2)補足事項 その他に○をした場合,費目毎の援助額の内容。その他補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体数		25	25	0	5	5	5	20	20	3	28	28	0	12	12	12	9	9	1	1	1	0	3	3	3	10	10	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51
東京都	千代田区	○	2,000								○	39,000																																													・平成28年度予算単価を記入
東京都	中央区							○	3,090		○	6,265														○	1,230																														・通学費・修学旅行費・校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額 ： 平成27年度実績額 ・体育実技用具費 ： (柔道) 7,880円 (剣道) 51,940円 定額支給
東京都	港区							○	3,090								○	6,000																																						
東京都	新宿区	○	1,900														○	7,875								○	1,230																														・「学用品費」及び「通学用品費」について,当区においては「学用品通学用品費」という費目にて実施している ・1年生の「学用品通学用品費」は定額30,360円,2～6年生は定額34,320円 ・実費費目については一人あたりの平成28年度予算単価を記入 ・準要保護認定者の「修学旅行費」については,支度金8,500円を加算する ・「校外活動費(宿泊有)」は 1年生: 要保護 定額3,210円 準要保護 定額5,610円 2年生: 要保護 定額4,275円 準要保護 定額7,875円
東京都	文京区	○	2,316								○	6,872																																													・支給平均額は平成28年度予算に計上した単価 ・「学用品費」と「通学用品費」はまとめて「学用品費等」として支給しており1年生は年間30,450円(2,535円×12ヶ月),2～3年生は年間34,410円(2,868円×12ヶ月) ・「体育実技用具費」の対象学年は1・2年生 ・「校外活動費(宿泊を伴うもの)」は最も支給実績が高い1年生の額を記入
東京都	台東区							○	3,200					○	7,100	6,973										○	850																														・学用品費 1年 28050円(2550円×11月),2・3年 31790円(2890円×11月) ・通学服および運動衣費 1年15100円 ・校外授業費 1年 700円,2年 1500円,3年 3200円 ・通学費 「通学交通費」として特別支援学級在籍者及び通級者へ支給
東京都	墨田区	○	2,380																○							○	1,230																														学用品費 :1年30,450円,2～3年34,410円 校外活動費(宿泊を伴わないもの) :28年度予算に計上した単価 校外活動費(宿泊を伴うもの)林間学校:10,290円 臨海学校: 11,840 体育実技用具費:修学旅行費:21年度実績
東京都	江東区	○	1,160											○	9,630	8,962										○	1,230																														・学用品費については,1年生は30,450円,2・3年生は34,410円の一定額
東京都	品川区							○	3,000								○	6,300																																						・学用品費は学年毎に支給額が異なる 1年…30,456円,2～3年…34,416円 ・体育実技用具費の上限は,柔道…7,300円,剣道…50,000円 ・通学費の支給平均額は27年度実績(特別支援学級通学者対象) ・校外活動費は学年ごとに支給額が異なる 1年…2,500円,2年…3,000円,3年…4,000円
東京都	目黒区							○	2,690		○	12,927														○	1,230																														・【校外活動費(宿泊)】【修学旅行費】【体育実技用具費】支給平均額は,27年度実績
東京都	大田区							○	4,800					○	9,800	8,234																																								・学用品費は1年は29,590円,2・3年は33,440円 ・校外授業費(宿泊を伴わないもの)は,1・2年は1,680円,3年は4,800円 ・体育実技費,修学旅行費,校外学習費(宿泊を伴うもの)は限度内実費を支給
東京都	世田谷区									○							○	4,980																																						・学用品費…学年によって異なる(通学用品費含む) 1年 30,080円 2・3年 33,830円 ・校外授業費…学年によって異なる 1年 5,670円 2年 3,300円 3年 6,180円
東京都	渋谷区	○	3,018											○	7,300	6,742										○	2,100																														学用品通学用品費として34,210円を支給 1年生(30,250円) 2～3年生(34,210円),で金額は異なる ・クラブ活動費は認定時期により金額が異なる(4～7月中認定者:2,100円,8～12月中認定者:1,500円,1～3月中認定者:630円) ・通学費については平成27年度の実績による
東京都	中野区				○	11,000	1,803							○	35,000	8,305										○	1,230																														・支給平均額は27年度実績 ・上限の金額は1回毎,ただし,「校外活動費(宿泊を伴うもの)」は年度内で1回が原則
東京都	杉並区							○	7,370		○	18,472																																												体育実技用具費:柔道(上限)7,300円,剣道(上限)50,500円
東京都	豊島区							○	4,250								○	27,400																																				・28年度予算により単価を算出した(通学費は予算単価) ・学用品費の詳細:1年30,360円,2～3年34,320円 ・校外活動費(宿泊を伴わないもの)の詳細,1年2,100円,2年2,460円,3年4,250円 ・校外活動費(宿泊を伴うもの)の詳細,1年27,400円,2年15,100円
東京都	北区							○	5,200																																															・校外活動費(宿泊伴う),クラブ活動費,生徒会費,PTA会費,家庭学習費は費目設定なし ・通学用品費は,学用品に含まれている。 ・体育実技,交通費,修学旅行の支給平均は27年度のもの ・学用品費は2年～3年,校外活動費(宿泊なし)は3年の支給額
東京都	荒川区				○	3,080	2,991							○	7,250	6,322							○	1,230	1,105																														「支給平均額」欄については,27年度の実績額により記入
東京都	板橋区							○	6,480					○	43,000	43,000																																							・支給平均額は28年度予算額 ・学校行事費は3年生の支給額
東京都	練馬区																																																						・「通学用品費」は2～3年生のみ
東京都	足立区							○	3,090								○	4,270										○																											・通学用品費・クラブ活動費は学用品費に含めて支給している ・体育実技用具費と通学費の支給平均額は28年度予算 ・体育実技用具費の限度額は,足立区では,剣道帯(3,940円),柔道帯(7,510円)としている
東京都	葛飾区							○	3,400								○	3,200																																				・学用品費 一定額:年30,400円,2・3年34,300円 ・体育実技用具費 上限柔道7,440円,剣道50,400円 ・校外活動費(宿泊を伴わないもの) 一定額:1年600円,2年1,600円,3年3,400円,夜間1,000円 ・その他,実費支給の費目については,平成27年度実績より記入

都道府県	市町村名	部署名	電話番号	ウェブサイト	Ⅰ 平成28年度 準要保護認定基準 ア 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ 市区町村民税の非課税	ウ 市区町村民税の減免	エ 国民年金保険料の免除	オ 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ 児童扶養手当の支給	キ 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク PTA会費、学級費等の減免	ケ 個人の事業税の減免	コ 固定資産税の減免	サ 学校納付金の納付状況の悪い者、基準額が悪い者または学用品、通学用品等に不自由していると考等で保護者の生活状態がきわめて悪い認められるもの	シ 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者	セ 生活福祉資金による貸付け	ソ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	タ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	チ 特別支援教育就学奨励費の需要認定に用いる保護者の基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ その他	ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準模倣及び目安額 係数(倍率)	基準模倣 課税所得等の分類	基準額の時期	目安額(年額)	ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額 係数(倍率)	目安額(年額)	テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補足事項等)	平成27年度要保護・準要保護就学援助率
東京都	江戸川区	教育委員会事務局学務課学事係	03-5662-1624	http://www.city.edogawa.tokyo.jp/kyouiku/tetuduki/shugakuenjo.html	○														○						1.5	給与収入(税引き前)	その他	547				生活保護基準の見直し以前の基準額を設定し,収入がその1.50倍以下まで。基準額の時期は,前年(1月～12月)	30%未満
東京都	八王子市	八王子市教育委員会学校教育部教育支援課	042-620-7339	http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kyoiku/47123/8188/index.html																○			○		1.1	課税所得	3年前の年度	305				（1） 当該児童生徒の世帯内に次に掲げるいずれかの措置を受けている者がいる場合,その該当者の所得は,世帯所得には含めず判定を行う。 ア 生活保護法に基づく保護の廃止又は停止。 イ 地方税法に基づく市町村民税の非課税・減免。 ウ 国民年金法に基づく国民年金の掛け金の減免。ただし,障害年金を受給している場合は,申請免除に該当するとみなされる所得金額以下の場合に限る。 エ 国民健康保険法に基づく保険料の減免。 オ 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給。 （2） 該当児童生徒の属する世帯の主たる所得者の死亡・失業等の事由により,当該世帯の平成21年度中の所得の合計額が,基準額以下になる見込であることが客観的に判断できる者。 （3） 当該児童生徒が就学する市立学校の校長から特に援助が必要な者として報告があった児童生徒で,その報告が妥当であると客観的に判断できる者。		20%未満
東京都	立川市	立川市教育委員会学務課学務保健係	042-523-2111	http://www.city.tachikawa.lg.jp/	○					○									○						1.5	給与収入(税引き前)	3年前の年度	477						20%未満
東京都	武蔵野市	武蔵野市教育委員会教育支援課	0422-60-1900	http://www.city.musashino.lg.jp/kurashi_guide/sho_chugakko/shugakuenjo/1007052.html	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○				○		1.5	給与収入(税引き前)	前々年度	424～508				学校長意見書,福祉事務所長意見書,民生委員意見書等	住宅形態が持家か賃貸かで目安額が異なります。	15%未満
東京都	三鷹市	三鷹市教育委員会 学務課学務係	0422-45-1151(内線3234)	http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_service/001/001152.html	○	○	○	○	○	○	○							○	○						1.15	課税所得	前年度	308						15%未満
東京都	青梅市	教育部教育総務課学務係	0428-22-1111(内線2356)	http://www.ome-lg.ed.jp/s_kanri/syugaku_josei.html													○			○					1	課税所得	3年前の年度	269						15%未満
東京都	府中市	教育部学務保健課	042-335-4436		○	○	○		○	○	○		○					○	○						1.5	給与収入(税引き前)	その他	425					生活保護の基準額は平成25年8月の第69次を使用している。 保護者が死亡したリストラしたというような特別な事情のある方も相談により対象となる可能性がある	15%未満
東京都	昭島市	昭島市教育委員会学校教育部指導課学務係	042-544-5111(内線2227)	http://www.city.akishima.lg.jp/	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				○		1.64	給与収入(税引き前)	前年度	484				他の要件に該当しない者で,児童生徒の在籍する小中学校の校長の意見書により, 教育委員会が特別の事情があると認めるもの。		20%未満
東京都	調布市	調布市教育委員会学務課	042-481-7474	http://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1176118987493/index.html	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○						1.1	課税所得	その他	308					平成25年4月1日基準	15%未満
東京都	町田市	町田市教育委員会学校教育部学務課	042-724-2176	http://www.city.machida.tokyo.jp/kodomo/sodan/enjyo/enjyo01.html	○														○						1.1	課税所得	その他	370					基準額の時期を「2013年4月1日において,町田市に適用された生活保護基準額により算出する。」と定めています。	15%未満
東京都	小金井市	教育委員会学校教育部学務課	042-387-9874	http://www.city.koganei.lg.jp/	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○						1.7	給与収入(税引き前)	その他	491					基準額の時期:平成24年度	15%未満
東京都	小平市	教育部学務課学事担当	042-346-9570	http://www.city.kodaira.lg.jp/	○	○	○	○	○				○	○			○						○		1.1	課税所得	その他	持家307 借家381				福祉事務所長又は民生委員の意見により,就学援助が必要と認められる者	平成24年4月1日 第68次生活保護基準	20%未満
東京都	日野市	日野市役所教育委員会学務課	042-585-1111	http://www.city.hino.lg.jp/	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1.3	課税所得	3年前の年度	361					平成25年度4月1日時点を基準としている。	15%未満
東京都	東村山市	教育部学務課	042-393-5111	https://www.city.higashimurayama.tokyo.jp	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○		○						1.4	給与収入(税引き前)	前年度	395						20%未満
東京都	国分寺市	教育委員会教育部学務課	042-574-4042	http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/1012309/shien/1001214.html	○	○	○	○	○	○									○				○		1.2	課税所得	3年前の年度	334				学校長、福祉事務所長又は民生委員の意見に基づき、市長が特に必要と認める者		10%未満
東京都	国立市	国立市教育委員会事務局教育総務課	042-576-2111	http://www.city.kunitachi.tokyo.jp/gakko/4034/001273.html	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.5	課税所得	前年度	400						20%未満
東京都	福生市	福生市教育委員会教育部 教育支援課 学務係	042-551-1948	http://www.city.fussa.tokyo.jp/index.html	○	○	○												○						1	課税所得	前年度	244						30%未満
東京都	狛江市	狛江市教育委員会 教育部 学校教育課 学務保健係	03-3430-1111(内線2324)	http://www.city.komae.tokyo.jp/index.cfm/43.4545.332.html	○	○	○	○	○				○	○					○				○		1.1	課税所得	3年前の年度	300				・災害及び家庭環境の変化により現在の所得状況が前年度を大きく下回り,生活状況が著しく悪化したと認められる場合で特に教育長が認める者。ただし,客観的な証明があるものに限る。 ・その他,教育長が特に必要と認めるもの。		15%未満
東京都	東大和市	教育委員会学校教育部学校教育課	042-563-2111(内線1521)	http://www.city.higashiyamato.lg.jp/index.cfm/33.1018.347.612.html	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○						1.45	給与収入(税引き前)	その他	437					基準額の時期 「前年」	25%未満
東京都	清瀬市	清瀬市教育委員会教育総務課学務係	042-497-2359	http://www.kiyose.ed.jp/	○														○						1.5	給与収入(税引き前)	3年前の年度	480						25%未満
東京都	東久留米市	教育部学務課学事係	042-470-7779	http://www.city.higashikurume.lg.jp/shisei/kyoiku/shogakukin/1001834.html	○	○	○	○	○	○			○	○					○						1.4	給与収入(税引き前)	3年前の年度	389						15%未満
東京都	武蔵村山市	武蔵村山市教育委員会 教育部教育総務課	042-565-1111(内線422)	http://www.city.musashimurayama.lg.jp/kyouiku/9708/009595.html															○						1.1	課税所得	前年度	272						20%未満
東京都	多摩市	教育部学校支援課	042-338-6875	http://www.city.tama.lg.jp/kosodate/40/002102.html	○												○		○						1.4	給与収入(税引き前)	3年前の年度	388						15%未満
東京都	稲城市	教育部 学務課 学務係	042-378-2111	http://www.city.inagi.tokyo.jp/kosodate/gakko/kyoiku/kyouikuhisiennseido/shugakuenjyo.html	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○						1.7	その他	前年度	405					給与収入の場合は,給与所得控除前の収入金額から社会保険料と源泉徴収税額をそれぞれ差し引いた額を基準収入額とする。	20%未満
東京都	羽村市	羽村市教育委員会生涯学習部学校教育課	042-555-1111	http://www.city.hamura.tokyo.jp/000000742.html	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1	課税所得	3年前の年度	264						20%未満

都道府県	市町村名	Ⅱ 就学援助制度の実施について																	Ⅲ 平成28年度準要保護就学援助額																																
		就学援助制度の周知方法																	小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																
		貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)									ケに○をした場合,その内容	就学援助の認定時期等							（1）項目毎の援助額																																		
												【基準】		【認定】					学用品費								体育実技用具費									新入学児童生徒学用品費等										
		ア 教育委員会のウェブサイトに掲載	イ 自治体の広報誌等に記載	ウ 就学案内の書類記載	エ 入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ 毎年度連絡時に学校で書類配付	カ 各学校に対して書面周知	キ 教職員向け説明会実施	ク 保護者向け説明会実施	ケ その他		次年度認定基準の時期	その他	当該年度・当初の認定時期	その他	当該年度・追加認定の有無	当該年度・追加認定の時期	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他
東京都	江戸川区	○				○	○	○				前年度の10月		6月下旬		有	随時							○	18,320																			○	23,090	
東京都	八王子市	○	○	○	○	○				○	新入学準備金前倒しについて,小学校入学予定者に学校選択希望票送付時に同封して郵送	前年度の3月		6月下旬		有	原則毎週末,随時。追加認定は3月末申請までとする。 新入学準備金については,9月下旬から1月中旬までの申請。							○	11,420																			○	20,470	
東京都	立川市	○	○	○	○	○	○			○	市事務説明会を実施	前年度の2月		6月初旬		有	6月以降毎月認定処理を行う。							○	13,750																			○	20,470	
東京都	武蔵野市	○	○		○	○	○					前年度の2月		6月下旬		有	随時							○	11,420																			○	20,470	
東京都	三鷹市	○	○	○	○	○						前年度の2月		6月下旬		有	随時追加認定可能。最終的な認定可能時期は3月初旬まで。							○	11,420																			○	20,470	
東京都	青梅市	○	○		○	○						前年度の2月		6月下旬		有	随時							○	13,650																			○	20,470	
東京都	府中市		○		○	○						その他	定期的な決定時期は定めていない	7月		有	随時				○	14,784	13,640																					○	19,900	
東京都	昭島市	○	○	○	○	○						前年度の3月		6月中旬		有	申請を受理した月の翌月の初め,随時。5月の申請書は6月下旬。追加認定は2月末申請までとする。							○	11,420																			○	20,470	
東京都	調布市	○	○	○	○	○						その他	要綱改正を行わない限り毎年度決定するものではない。	6月下旬		有	毎月（2月末申請まで）							○	11,420																			○	23,470	
東京都	町田市	○	○	○	○	○						前年度の1月		6月下旬		有	月末に追加の申請書を締切,翌月に認定処理を行います。（5月から翌年2月末提出分まで対象）							○	13,680																			○	20,470	
東京都	小金井市	○	○		○	○	○					前年度の3月		6月下旬		有	随時。							○	13,650																			○	21,470	
東京都	小平市	○	○	○	○	○						前年度の10月		5月下旬		有	随時（4月～2月末まで）							○	11,420																			○	20,470	
東京都	日野市	○	○		○	○						前年度の3月		5月下旬		有	各月中旬							○	11,420																			○	20,470	
東京都	東村山市	○	○		○	○	○			○	庁舎内に案内を掲示	その他	変更をする場合は,内部で協議	7月		有	当初認定後毎月							○	13,650																			○	20,470	
東京都	国分寺市	○	○	○	○	○	○					前年度の3月		6月下旬		有	追加で申請があれば随時認定を行う。							○	13,650																			○	20,470	
東京都	国立市	○	○		○	○	○			○	SNS（ツイッターとLINE）	前年度の2月		7月		有	申請月の翌月							○	12,970																			○	20,470	
東京都	福生市	○			○	○						その他	生活保護基準の改正がある場合等必要に応じて協議している。決定時期を明確に定めてはいない。	7月		有	随時									○																		○	19,900	
東京都	狛江市	○	○		○	○						前年度の3月		7月		有	随時									○																		○	20,470	
東京都	東大和市	○	○		○	○				○	就学時健康診断において,制度の概要を記載した案内文を配布し,口頭で説明	前年度の3月		5月中旬		有	申請日の翌月の中旬。随時認定。追加認定は年度末申請まで。							○	11,420																			○	20,470	
東京都	清瀬市	○			○	○	○					その他	事務取扱要領で決まっている	7月		有	随時認定							○	11,420																			○	20,470	
東京都	東久留米市	○	○			○						前年度の12月		6月下旬		有	月ごとに集計し認定作業を行う。							○	11,420																			○	20,470	
東京都	武蔵村山市	○	○			○				○	・小学校入学のしおりに制度を記載 ・転入者へ就学援助制度の案内を市民課で配付	前年度の3月		6月下旬		有	申請日の翌月初旬				○	13,650	12,850																							○	20,470	
東京都	多摩市	○			○	○						前年度の9月		7月		有	8月から毎月上旬							○	11,420																			○	20,470	
東京都	稲城市	○	○	○	○	○	○					前年度の3月		6月下旬		有	通年							○	11,420																			○	20,470	
東京都	羽村市	○	○		○	○	○					前年度の3月		7月		有	随時,最終認定は3月申請まで									○																		○	20,470	

都道府県	市町村名	通学用品費									通学費									修学旅行費									校外活動費(宿泊を伴わないもの)									校外活動費(宿泊を伴うもの)									クラブ活動費								
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他
東京都	江戸川区									○	○	6,670																○				○	2,800	2,800														○								
東京都	八王子市							○	2,230		○	40,000								○	30,000															○	1,570		○	14,000																
東京都	立川市									○										○	28,402								○	2,300									○	6,200																
東京都	武蔵野市							○	2,230		○	11,514								○	10,990								○	1,975									○	8,305																
東京都	三鷹市							○	2,230																				○	1,240									○	8,550																
東京都	青梅市										○	23,472																	○	2,379									○	9,636																
東京都	府中市													○	19,100	0							○	22,900	22,900																	○	17,050	17,050											
東京都	昭島市							○	2,230		○	10,222								○	28,075								○	2,070									○	9,254																
東京都	調布市							○	2,230		○	36,446																								○	2,355		○	7,725																
東京都	町田市									○	○	25,500																○	○	2,600									○	19,000																
東京都	小金井市									○	○	14,743																	○	1,659									○	10,619																
東京都	小平市							○	2,230		○	0																	○	1,850									○	12,689																
東京都	日野市							○	2,230											○	27,800								○	2,300									○	5,600																
東京都	東村山市							○	13,650		○	5,100								○	30,834								○	1,791									○	8,558																
東京都	国分寺市									○																			○	1,650									○	19,500																
東京都	国立市							○	2,230														○	26,000	25,853							○	1,550	851								○	5,000	5,000											
東京都	福生市									○										○	24,199																○																			
東京都	狛江市									○	○	46,200																	○	2,000									○	18,500																
東京都	東大和市							○	2,230		○	1,000								○	27,683															○	1,570		○	12,106																
東京都	清瀬市							○	2,230														○	10,000	10,000											○	1,570						○	10,000	10,000										
東京都	東久留米市							○	2,230		○	20,800																	○	2,000									○	10,000																
東京都	武蔵村山市										○	0								○	27,641								○	2,922									○	2,922																
東京都	多摩市							○	2,230											○	5,500								○	1,400									○	16,500																
東京都	稲城市							○	2,230											○	37,500								○	1,836																										
東京都	羽村市									○										○	20,000								○	1,500									○	10,000																

都道府県	市町村名	生徒会費									PTA会費									家庭学習費（参考書等購入費）									（2）補足事項　その他に○をした場合,費目毎の援助額の内容。その他補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
東京都	江戸川区																												・支給平均額は平成28年度予算計上値 ・通学用品費は学用品費に含む ・修学旅行費は,交通費は実費,食事代3700円まで,見学代等1500円まで,写真代500円まで,その他300円までの上限有（上記は2泊3日の場合だが,3泊4日実施校は,食事代5550円まで,見学代等1700円まで,その他400円まで） ・校外活動費（宿泊を伴うもの）は交通費は実費,食事代3700円まで,見学代等600円まで,写真代500円まで,その他500円までの上限有
東京都	八王子市																												支給平均額欄は28年度予算単価を使用
東京都	立川市																												学用品費・通学用品費として支給しているため,金額は学用品費を参照
東京都	武蔵野市																												27年度実績より
東京都	三鷹市																												
東京都	青梅市																												・支給平均額は27年度実績額 ・学用品費：1年生11,420円　2～6年生13,650円
東京都	府中市																												・学用品費の支給平均額は　平成27年度の実績
東京都	昭島市																												実費の支給平均額は,平成27年度の実績より記入
東京都	調布市																												・校外活動費（宿泊を伴わないもの）1,570円（1～4年）, 2,355円（5・6年） ・校外活動費（宿泊を伴うもの）は平成27年度実績
東京都	町田市																												・支給平均額は28年度予算に計上した単価 ・学用品費：小学校1年生11,460円 ・通学用品費：学用品費に含んで支給 ・修学旅行費：町田市立の小学校は夏季休業中に当該行事が実施されるため,対象ではあるが,校外活動費（宿泊を伴うもの）として計上
東京都	小金井市																												・通学用品費は学用品費と合わせて支給 　1年生は11,410円,その他学年は13,650円（学用品費欄金額はその他学年の額を記入している） ・実費支給の費目については,平成28年度予算の計上単価を記載している ・校外活動費（宿泊を伴わないもの）の金額は1～2年生の単価（6年生は2,945円） ・校外活動費（宿泊を伴うもの）は6年生の単価（5年生は8,454円） ・通学費については通級費も含む平成27年度平均実績額。
東京都	小平市																												・支給平均額は平成27年度実績に基づき入力 ・学用品費：1年生9,190円　2年生～6年生11,420円　（割合はおよそ　1:5.7） ・通学費：支給対象だが平成27年度は実績なし
東京都	日野市																												・支給平均額は平成28年度予算単価
東京都	東村山市																												・学用品費及び通学用品費：「学用品費・通学用品費」として,合計13,650円を支給している（1年生11,420円,2～6年生13,650円） 　2～6年生の認定予測割合は84.15%
東京都	国分寺市																												・学用品費：小学校1年は11,420円 ・通学用品費：学用品費・通学用品費あわせて一定額
東京都	国立市																												
東京都	福生市																												学用品と通学用品費,校外活動費を合わせた金額で学用品費等として支給（3つの費目それぞれの支給平均額は出していない） 【上限額】学用品費：11,100円,通学用品費：2,170円,校外活動費：1,510円 【支給平均額】合計：13,917円
東京都	狛江市																												・支給平均額は平成28年度予算額ベースで算出した ・「学用品費及び通学用品費」という名目で11,420円を支給している
東京都	東大和市																												『支給平均額』欄については,平成28年度予算に計上した単価を記載した
東京都	清瀬市																												・修学旅行,校外活動費（宿泊を伴うもの）の支給平均は予算額を記入
東京都	東久留米市																												
東京都	武蔵村山市																												・支給平均額は,平成27年度の実績額により記入 ・通学費は支給対象児童がいないため,0円とした ・学用品費には通学用品費も含めている
東京都	多摩市																												・修学旅行費,校外活動費（宿泊を伴わないもの）,校外活動費（宿泊を伴うもの）は28年度予算に計上した単価
東京都	稲城市																												
東京都	羽村市																												学用品費,通学用品費について金額は次のとおり 　小学校1年　11,420円,小学校2年以上　13,650円

| 都道府県 | 市町村名 | 2. 中学校の就学援助の額の単価（一人当たり年間支給額） | | |

都道府県	市町村名	校外活動費(宿泊を伴わないもの)									校外活動費(宿泊を伴うもの)									クラブ活動費									生徒会費									PTA会費									家庭学習費(参考書等購入費)									(2)補足事項 その他に○をした場合,費目毎の援助額の内容。その他補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
東京都	江戸川区				○	3,600	3,600							○	30,000	30,000				○	1,905																																					・支給平均額は平成28年度予算計上値 ・通学用品費は学用品費に含む
東京都	八王子市							○	2,270		○	32,000																																														・支給平均額欄は28年度予算単価を使用 ・柔道要上限7,510円,剣道用具上限51,540円 ・通学費実績無し
東京都	立川市	○	1,750								○	35,185																																													学用品費・通学用品費として支給しているため,金額は学用品費を参照
東京都	武蔵野市	○	3,157								○	7,978																																												
東京都	三鷹市	○	2,580								○	22,630																																												
東京都	青梅市	○	2,708								○	36,220																																												・支給平均額は27年度実績額 ・学用品費1年生22,320円　2～3年生24,550円
東京都	府中市																																																								・通学用品費の支給平均額は　平成27年度の実績
東京都	昭島市	○	2,865								○	35,919																																												実費の支給平均額は,平成27年度の実績より記入
東京都	調布市							○	3,405		○	24,427																																												・校外活動費(宿泊を伴わないもの)　2,270円(1・2年), 3,405円(3年) ・体育実技用具費, 通学費, 修学旅行費, 校外活動費(宿泊を伴うもの)は平成27年度実績
東京都	町田市	○	2,800							○	○	36,000																																												・支給平均額は28年度予算に計上した単価 ・学用品費:中学校1年生22,320円 ・通学用品費:学用品費に含んで支給 ・校外活動費(宿泊を伴わないもの):実費ですが,年3回を上限
東京都	小金井市	○	3,264								○	21,586																																												・通学用品費は学用品費と合わせて支給 　1年生は22,320円,その他学年は24,550円(学用品費欄金額はその他学年の額を記入している) ・実費支給の費目については,平成28年度予算に計上した単価を記載している ・校外活動費(宿泊を伴わないもの)の金額は1・2年生の単価を記載(3年生は1,333円) ・通学費については進級費も含む平成27年度平均実績額
東京都	小平市	○	1,202								○	35,638																																												・支給平均額は平成27年度実績に基づき入力 ・学用品費:1年生22,320円　2年生～6年生24,550円　(割合はおよそ 1:2.4)
東京都	日野市	○	3,100								○	43,700																																												支給平均額は平成28年度予算単価
東京都	東村山市	○	2,503								○	42,161																																												・学用品費,通学用品費の扱いは小学校と同様(1年生22,320円,2～3年生24,550円) 　2～3年生の認定予測割合は66.00%
東京都	国分寺市	○	1,900								○	31,300																																												・学用品費:中学校1年は22,320円 ・通学用品費:学用品費・通学用品費あわせて一定額
東京都	国立市				○	2,240	1,118							○	43,000	40,535																																							
東京都	福生市									○																																														学用品と通学用品費,校外活動費を合わせた金額で学用品費等として支給(3つの費目それぞれの支給平均額は出していない) 【上限額】学用品費:21,700円,通学用品費:2,170円,校外活動費:2,180円 【支給平均額】合計:24,936円
東京都	狛江市	○	4,000								○	27,000																																												・支給平均額は平成28年度予算額ベースで算出した ・「学用品費及び通学用品費」という名目で22,320円を支給している
東京都	東大和市							○	2,270		○	38,687																																												「支給平均額」欄については,平成28年度予算に計上した単価を記載した
東京都	清瀬市							○	2,270					○	28,000	28,000																																							・修学旅行,校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均は予算額を記入
東京都	東久留米市	○	3,150								○	41,000																																												
東京都	武蔵村山市	○	2,540								○	2,540																																												・支給平均額は,平成27年度の実績額により記入 ・通学費は支給対象児童がいないため,0円とした ・学用品費には通学用品費も含めている
東京都	多摩市	○	1,200								○	19,000																																												・修学旅行費,校外活動費(宿泊を伴わないもの),校外活動費(宿泊を伴うもの)は28年度予算に計上した単価
東京都	稲城市	○	1,279								○	48,305																																												
東京都	羽村市	○	3,000								○	27,000																																												学用品費,通学用品費について金額は次のとおり 　中学校1年　22,320円,中学校2年以上　24,550円

都道府県	市町村名	部署名	電話番号	ウェブサイト	Ⅰ 平成28年度 準要保護認定基準																												平成27年度要保護・準要保護就学援助率
					ア 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ 市区町村民税の非課税	ウ 市区町村民税の減免	エ 国民年金保険料の免除	オ 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ 児童扶養手当の支給	キ 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ 個人の事業税の減免	コ 固定資産税の減免	サ 学校納付金の納付状況の悪い者、基金、義援金が悪い者または学用品、通学用品等に不自由していると考等で保護者の生活状態がきわめて悪い認められたもの	シ 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者	セ 生活福祉資金による貸付け	ソ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	タ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	チ 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ その他	ソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準模倣及び目安額				ツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額		テに○をした場合、その他の基準の内容	その他(補足事項等)	
																									係数(倍率)	基準模倣 課税所得等の分類	基準模倣 基準額の時期	目安額(年額)	係数(倍率)	目安額(年額)			
東京都	あきる野市	教育部 教育総務課 学務係	042-558-2412	http://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000001751.html	○	○	○	○	○	○			○	○					○				○	1.5	給与収入(税引き前)	3年前の年度	484			収入倍率が1．50倍を超えている者のうち、当該年度中の特別な事情として学校長等への意見聴取した結果を参考に、就学の援助が必要であると教育委員会が認めたもの。		25%未満
東京都	西東京市	西東京市教育部教育企画課学務係	042-438-4071	http://www.city.nishitokyo.lg.jp	○	○				○										○			○	1.5	給与収入(税引き前)	前年度	413			罹災証明又は被災証明書を持参した世帯(東日本大震災,熊本地震分)		15%未満
東京都	瑞穂町	教育部教育課	042-557-6683	http://www.town.mizuho.tokyo.jp/															○					1.5	給与収入(税引き前)	前年度	335					20%未満
東京都	日の出町	学校教育課	042-597-0511(内線532)	http://www.town.hinode.tokyo.jp/																○				1.5	給与収入(税引き前)	3年前の年度	375					10%未満
東京都	檜原村	教育課 学校教育係	042-598-1011																		○			1.4	その他	その他	337				【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の需要額算定に用いる保護基準額 【基準額の時期】平成24年12月末日	10%未満
東京都	奥多摩町	教育課学務係	0428-83-2246	http://www.town.okutama.tokyo.jp/kurashi/kyoiku/kyoiku/gakko/shogakukin.html	○	○	○	○					○	○			○		○					1.5	給与収入(税引き前)	前年度	303					10%未満
東京都	大島町	教育委員会	04992-2-1453		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○					1.1	課税所得	前年度	260					15%未満
東京都	利島村	利島村教育委員会	04992-9-0331		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															10%未満
東京都	新島村	教育委員会	04992-5-0203	http://www.nijima.com/kyoiku/	○	○	○	○	○	○			○					○														15%未満
東京都	神津島村	神津島村教育委員会	04992-8-1222	http://vill.kouzushima.tokyo.jp/kyoiku/	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○														15%未満
東京都	三宅村	東京都三宅島三宅村教育委員会 学校教育係	04994-5-0952	http://www.miyakemura.com/kyouikuinkai.html	○					○							○															20%未満
東京都	御蔵島村	教育委員会事務局	04994-8-2121																				○							村立小中学校児童生徒全員,給食費,学用品費,医療費,修学旅行費,部活動経費等全額公費負担が制度になっている。		0%未満
東京都	八丈町	八丈町教育委員会教育課庶務係	04996-2-7071	http://www.town.hachijo.tokyo.jp/kakuka/kyouiku/kyouiku-top.htm															○					1	その他	その他	280				・課税所得等の分類：収入から基礎控除を差し引いた額を基準模倣としている ・基準額の時期：平成24年度生活保護基準額	15%未満
東京都	青ヶ島村	青ヶ島村教育委員会事務局	04996-9-0201							○																						0%未満
東京都	小笠原村	教育課	04998-2-3117	http://www.vill.ogasawara.tokyo.jp	○	○	○	○	○	○					○																	10%未満

都道府県	市町村名	Ⅱ　就学援助制度の実施について																	Ⅲ　平成28年度準要保護就学援助額																																			
		就学援助制度の周知方法																	小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																			
		貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)									ケに○をした場合,その内容	就学援助の認定時期等							(1)項目毎の援助額																																				
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ		【基準】		【認定】					学用品費									体育実技用具費									新入学児童生徒学用品費等												
		教育委員会のウェブサイトに掲載	自治体の広報誌等に記載	就学案内の書類記載	入学時に学校で就学援助制度の書類配付	毎年度進級時に学校で書類配付	各学校に対して書面通知	教職員向け説明会実施	保護者向け説明会実施	その他		次年度認定基準の時期	その他	当該年度・当初の認定時期	その他	当該年度・追加認定の有無	当該年度・追加認定の時期	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他
東京都	あきる野市	○	○		○	○	○					前年度の3月		7月		有	随時,申請月に基づいて認定							○	11,420																			○	20,470	
東京都	西東京市	○	○		○	○	○					前年度の2月		6月下旬		有	随時受付							○	13,270																			○	19,900	
東京都	瑞穂町		○		○	○						前年度の3月		6月下旬		有	通年							○	11,420																			○	20,470	
東京都	日の出町	○	○		○	○	○					その他	4月	6月下旬		有	随時							○	11,420																			○	20,470	
東京都	檜原村				○	○						前年度の3月		6月下旬		有	随時				○	11,420	11,420																			○	20,470	20,470			
東京都	奥多摩町	○			○	○						その他	当該年度の4月	5月下旬		有	随時							○	11,420		○		0															○	20,470	
東京都	大島町		○	○	○	○						前年度の3月		4月		有	随時							○	11,420																			○	20,470	
東京都	利島村									○	個別にて対応	前年度の3月		10月		有	当該年度随時				○	11,420	3,042																			○	20,470	20,470			
東京都	新島村	○	○									前年度の3月		4月		有	年度の中途の申請にあっては原則として申請書を受理した月の初日に行う。							○	11,420																			○	20,470	
東京都	神津島村	○				○						前年度の3月		9月		無								○	10,000																			○	20,000	
東京都	三宅村									○	全児童生徒保護者へ案内の書面を送付	その他	特になし。	6月下旬		無								○	5,550																			○	9,950	
東京都	御蔵島村									○	村立小中学校児童生徒全員,全額公費負担のため,周知はしていない	その他	該当無し	その他	該当無し	無	該当無し。																														
東京都	八丈町				○	○						その他	基準を変更していないため設けていない。	4月		有	各月開催の教育委員会定例会時							○	11,100																			○	19,900	
東京都	青ヶ島村									○	該当保護者へ直接案内（書類・電話）	その他	児童扶養手当支給の決定時期	その他	児童扶養手当支給の決定時期	有	随時									○																				
東京都	小笠原村			○			○					前年度の3月		6月中旬		有	随時							○	11,100																			○	19,900	

都道府県	市町村名	通学用品費									通学費									修学旅行費									校外活動費(宿泊を伴わないもの)									校外活動費(宿泊を伴うもの)									クラブ活動費								
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他
東京都	あきる野市							○	2,230											○	25,856														○	1,570																			
東京都	西東京市									○																			○	400								○	5,000																	
東京都	瑞穂町							○	2,230											○	28,180																	○	14,910																	
東京都	日の出町							○	2,230										○																○	1,570								○	3,620											
東京都	檜原村				○	2,230	2,230													○	21,490																																			
東京都	奥多摩町							○	2,230																				○	0								○	8,220																	
東京都	大島町							○	2,230											○	25,000											○	1,570		0							○	3,620		0								○	2,710	
東京都	利島村				○	2,230	2,230																																																	
東京都	新島村							○	2,230																										○	1,550																			
東京都	神津島村																											○																												
東京都	三宅村																																																							
東京都	御蔵島村																																																							
東京都	八丈町							○	2,170																			○							○	1,510								○	3,470									○	2,630	
東京都	青ヶ島村																																																							
東京都	小笠原村							○	2,170																	○	5,000																														

都道府県	市町村名	生徒会費									PTA会費									家庭学習費（参考書等購入費）									（2）補足事項　その他に○をした場合,費目毎の援助額の内容。その他補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
東京都	あきる野市																												・通学用品費：小学校1年生は支給無し ・修学旅行費：平成27年度実績に基づく
東京都	西東京市																												・学用品,通学用品費は「学用品・通学用品費」として支給（年額で1年生11,100円,2～6年は13,270円） ・新入学児童生徒学用品費は1年生のみ支給 ※支給平均年額は平成28年予算に計上した単価
東京都	瑞穂町																												・修学旅行費・校外活動費の支給平均額は,平成27年度実績額の支給平均額
東京都	日の出町																												・通学費：通学定期代
東京都	檜原村													○	3,380	2,100													修学旅行費は平成28年度予算に計上した単価
東京都	奥多摩町										○	3,000																	
東京都	大島町							○	4,570								○	3,380											
東京都	利島村													○	3,380	3,380													上限額の支給平均額は,平成27年度実績単価から算出
東京都	新島村																												
東京都	神津島村																												修学旅行費は、全児童生徒に対する国の補助（実費の2/3）に加え、就学援助対象者は、実費の1/3を援助している。※該当者なし
東京都	三宅村																												
東京都	御蔵島村																												村立小中学校児童生徒全員,学用品費,修学旅行費,部活動遠征費等全額公費負担が前提になっている
東京都	八丈町																○	3,290											修学旅行費はへき地補助金で対応
東京都	青ヶ島村																												・学用品費：該当児童（実績）なし ・修学旅行費については,全児童生徒に対し村独自で補助
東京都	小笠原村																												

2. 中学校の就学援助の額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費用毎の援助額

都道府県	市町村名	学用品費									体育実技用具費									新入学児童生徒学用品費等									通学用品費									通学費									修学旅行費								
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他
東京都	あきる野市							○	22,320																	○	23,550								○	2,230												○	51,250							
東京都	西東京市							○	23,870																	○	22,900	○									○													○	63,000	63,000			
東京都	瑞穂町							○	22,320																	○	23,550									○	2,230												○	54,470							
東京都	日の出町							○	22,320																	○	23,550									○	2,230											○								○
東京都	檜原村				○	22,320	22,320							○	7,510	4,000							○	23,550	23,550							○	2,230	2,230														○	57,590							
東京都	奥多摩町							○	22,320		○	0														○	23,550									○	2,230												○	40,000							
東京都	大島町							○	22,320																	○	23,550									○	2,230												○	59,000							
東京都	利島村				○	22,320	0																									○	2,230	0																					
東京都	新島村							○	22,320																	○	23,550									○	2,230																					
東京都	神津島村							○	20,000																	○	40,000																													○
東京都	三宅村							○	10,850																	○	11,450																													
東京都	御蔵島村																																																							
東京都	八丈町							○	21,700								○	7,300								○	22,900									○	2,170																					○
東京都	青ヶ島村									○																																														
東京都	小笠原村							○	21,700																	○	22,900									○	2,170																		○	40,000	

| 都道府県 | 市町村名 | 校外活動費(宿泊を伴わないもの) | | | | | | | | | 校外活動費(宿泊を伴うもの) | | | | | | | | | クラブ活動費 | | | | | | | | | 生徒会費 | | | | | | | | | PTA会費 | | | | | | | | | 家庭学習費(参考書等購入費) | | | | | | | | | (2)補足事項 その他に○をした場合,費目毎の援助額の内容。その他補足事項 |
|---|---|---